

原子力災害に係る被災代替償却資産特例申告書

年 月 日

富谷市長 若生 裕俊 あて

(申告者) 住所又は所在地 〒

氏名又は名称

フリガナ

個人番号及び
法人番号

電話 ()

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示区域と指定された区域内に所在した償却資産に代わる償却資産を取得したので、地方税法附則第56条第15項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
警戒区域内償却資産			

※ 代替償却資産 : 警戒区域設定指示区域内の償却資産の代替えとして取得した資産をいう。

警戒区域内償却資産 : 警戒区域設定指示区域と指定された区域に所在した償却資産をいう。

1 特例対象者

警戒区域設定指示が行われた日における対象区域内償却資産の所有者等

2 特例措置の対象となる資産

(1) 対象資産（代替償却資産）

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示区域と指定された区域に所在した償却資産（以下「対象区域内償却資産」という。）の代替えとして取得した資産（以下「代替償却資産」という。）

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 対象区域内償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの
- ・ 代替されることとなる対象区域内償却資産が、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度において、償却資産課税台帳上、登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）ものであること。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた対象区域内償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

(2) 取得期限

警戒区域内または居住困難区域内の償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を、平成 23 年 3 月 11 日から同区域を解除する旨の公示があった日から 3 ヶ月を経過する日までの間に取得した資産

(3) 特例率

取得又は改良の翌年から 4 年度分に限り、課税標準額を 2 分の 1 に軽減します

（地方税法附則第 56 条第 15 項以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

3 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

(1) 原子力災害に係る被災代替償却資産特例申告書

(2) 代替償却資産対照表

(3) 警戒区域設定指示が行われた日において、対象区域内償却資産を所有していたことを証明する書類（納品書等）

(4) 対象区域内償却資産が所在したことを証する書類（種類別明細書(写)等）

(5) 対象区域内償却資産について、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類（対象区域内償却資産を除却又は売却等の処分したことがわかる書類(写)等）

(6) その他

ア 平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 11 日までの間に取得し、対象区域に所在した償却資産については、震災発生時に警戒区域設定指示区域に所在、所有したことを証する書類（納品書(写)等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、対象区域内償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

4 提出期限

毎年 1 月 31 日（償却資産申告書と併せて提出してください。）

5 提出先

償却資産申告書の提出先と同じです。

6 記載要領

(1) （申告者）住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

(2) （申告者）氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

(3) 代替償却資産及び対象区域内償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

※ 必要に応じて対象区域内償却資産の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。